

板橋のいっぴんリニューアル 商品募集要項

令和7年6月30日

1 募集期間

令和7年6月30日（月）～令和7年8月8日（金）

2 リニューアルの趣旨

板橋のいっぴんは、平成15年度に初回認定が行われて以来、板橋区を代表する食のブランド品として、20年以上にわたり地域の皆様に愛されてきました。令和4年度には、時代の変化やお客様のニーズに応えるべく、より魅力的なブランドを目指してリニューアルを実施しました。

そしてこのたび、さらに多くの方々に板橋のいっぴんへの関心を持ち続けていただけるよう、再びリニューアルを行い「板橋のいっぴん2025」を認定します。大切な人への贈り物や自分へのご褒美として、これからも選ばれ続ける板橋のいっぴんを目指し、皆様のお店の自慢の商品をぜひご応募ください。

3 応募資格

(1) 板橋区内に本店があること。

(1事業所につき、1商品のみご応募いただけます)

(2) 板橋区内で直接消費者に販売する実店舗を持つ事業所であり、各種法令に則り、許可を得て営業していること。

(3) 板橋区内で今後も継続的な営業（少なくとも3年以上）を予定していること。

(4) 個人住民税もしくは法人住民税を滞納していないこと。

ただし、次に掲げる事業者を除きます。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者

- (2) 公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係があると認められる者が関与する事業者
- (4) その他、本事業の趣旨に合致しないと判断される事業者

4 応募商品の条件

- (1) 板橋区で製造または販売されている商品であり、お土産・贈り物として自慢できる食品であること。（お菓子、お酒、調味料等、ジャンルは問いませんが、個別に包装ができ、持ち帰ることが可能なものとしてください。）
- (2) 板橋区内で販売、もしくは令和7年8月までに販売予定の商品であること。
- (3) 応募商品の販売許可を得ていること。また、商品及び販売に関する権利を自社で有していること。
- (4) 10月頃に予定している審査会へ商品の必要数量を無償で提供いただけること。提供いただく商品は別途指定する場所へご持参いただくか、宅配便等で配達いただくことを予定しています。（日程や数量については、別途ご連絡いたします。また配送にかかる費用は各店舗にご負担いただきます。）
- (5) 過去に認定された商品でないこと。

※応募いただいた商品の中から、区民投票や審査会を経て、50品程度を「板橋のいっぴん2025」として認定させていただく予定です。（応募状況により認定品数に変更が生じる場合がございます。）

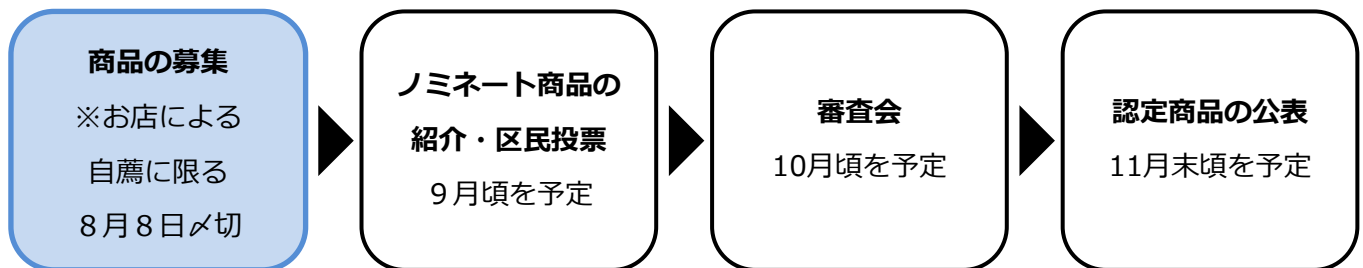
5 応募方法

- (1) 本募集要項に書かれている事項に従い、特設サイトの応募フォームからお申し込みください。
- (2) 申込締切日：令和7年8月8日（金）まで
- (3) 応募後の流れ
 - ① 応募のあった店舗には事務局から応募完了のメールをお送りいたします。
 - ② 応募商品や応募内容について、事務局にて確認事項がありましたら個別にご

連絡をする場合がございます。

- ③ 応募商品を板橋のいっぴんノミネート商品として、特設サイト等で広く、周知いたします。（9月頃を予定）
- ④ ご応募いただいた商品を対象に、区民投票と審査会による審査を行います。（9～10月頃を予定）審査会では、商品のジャンルが偏らないように配慮したうえで、各方面の有識者による審査を行い、**味や見た目、商品の独自性やこだわり、地域への貢献度、つくり手の想い等**を総合的に評価いたします。審査にあたっては、審査用に商品の必要数量を無償で提供いただきます。
- ⑤ 審査会を経て、「板橋のいっぴん2025」を認定します。（11月末頃を予定）板橋のいっぴん2025に認定された店舗には認定証をお渡しいたします。（2月頃を予定）

その他、販売促進のためのステッカーやのぼり等を送付させていただく予定です。また、今後の即売会や販路拡大に向けた支援、プロモーション方針等についてご連絡・ご調整させていただきます。



6 認定によるメリット

- (1) 板橋区を代表する食のブランドである「板橋のいっぴん」として、商品をPRすることができます。
- (2) 認定された商品を区が積極的にサイト、SNS、冊子等で情報発信します。
- (3) 区のイベントや販売会への出店情報をご案内します。（希望者が多い場合は抽選になる場合もあります。）
- (4) 板橋のいっぴんの認定証やステッカー、のぼり旗等、PR用のグッズを原則無料で提供いたします。
- (5) 「板橋のいっぴん」ブランドを活用した、店舗運営に役立つセミナー等を受講できます。

(6) ふるさと納税返礼品として登録できます。(ふるさと納税の登録要件を満たした場合に限ります。)

※その他、認定を受けたお店と調整のうえ、商品のプロモーション等に向けた支援を行わせていただきます。

7 注意事項

- (1) 区民投票の結果や審査内容については、原則非公開といたします。あらかじめご了承の上、ご応募をお願いいたします。
- (2) 提供いただいた商品の写真や紹介文等は、ホームページへの掲載のほか、カタログやチラシの作成等、本事業に関わりのある範囲において、事前のお断りなく利用させていただく場合があります。
- (3) 認定後の商品のプロモーション等は、認定後3年程度(令和9年度)までを予定しています。
- (4) 板橋のいっぴんに認定された場合、板橋区の事業への出店や事業へのご協力をお願いする場合があります。区の事業や施策へのご理解とご協力をお願いいたします。
- (5) 商品の認定後、商品の大幅な変更や法令違反、応募時の虚偽が発覚した場合、また、本事業には不相当と判断する場合等においては、認定を取消しさせていただく場合があります。
- (6) 本事業と同様に、将来的に、商品の追加認定やリニューアル等を実施する可能性があります。

8 問い合わせ

板橋のいっぴん事務局

TEL : 090-1030-8675 (受付時間 : 平日9時~17時)

メールアドレス : itabashi-ippin@urlk.co.jp

※本事業は板橋区と区の委託を受けた(株)URリンケージが運営しています。